

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-K4-0007	インターネット回線の維持管理役務 (北関東・九州)	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和12年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和8年8月4日(火) （10:45）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うおとする者でないこと。
- (6) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年7月17日（金）12:00 までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の可否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項

11. その他

（1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。

（2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。

（3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

（4）入札に関する条件 仕様書6.2.a)～d)に定める本業務の実施体制並びに仕様書8.m) 1)～3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること

（提出期限：令和8年 7月 22日（水） 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。

（5）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 7月 31日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。

（6）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

（7）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 （庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を

持参すること。

受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

調達要求番号：

調達仕様書			
件名	インターネット回線の維持管理役務 (北関東・九州)	仕様書番号	
		変更年月日	
		作成年月日	令和 8 年 月 日
		作成部等	整備計画局サイバー整備課

1. 総則

1.1. 適用範囲

この仕様書は、令和 8 年度 1 0 月から運用を開始している防衛省 O A システム基盤（以下「本システム」という。）が利用するインターネット回線の維持及び管理（北関東・九州）（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2. 別冊

インターネット回線の維持管理役務（北関東・九州）別冊

1.3. 本仕様書における別冊の参照

本仕様書における「カタカナ」は、インターネット回線の維持管理役務（北関東・九州）別冊によるものとする。

1.4. 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、表 1 によるほか 1.6.1 の引用文書等のとおりとする。

表 1－用語の定義

用語	定義
北関東防衛局	防衛省 O A システム基盤を利用する北関東防衛局の拠点
九州防衛局	防衛省 O A システム基盤を利用する九州防衛局の拠点
回線帯域	通信事業者が提供する通信回線の容量であり、1 秒あたりに伝送可能な信号量を B i t 単位で表したもの
ONU	光ファイバーで届く光信号をデジタル信号へ変換する光回線終端装置のこと
B G P T i m e r	ルーティングプロトコルに B G P を用いて接続する際の、回線内に張られた B G P セッション内における H o l d T i m e r 及び K e e p A l i v e の設定値のこと

1.5. 引用文書等

この仕様書における引用文書等（引用文書及び関連文書をいう。）は次のとおりとする。

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書を規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。引用文書が定める事項がこの仕様書と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書を優先する。

また、公告期間内において、本仕様書における引用文書及び関連文書等の閲覧を必要とする場合は、官側に対して申し出るものとする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部を成すものではない。

1.5.1. 引用文書

a) 法令等

- 1) 著作権法（昭和45年法律第53号）
- 2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- 3) 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）
- 4) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（令和7年5月27日更新）
- 5) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック（令和7年5月27日更新）
- 6) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書（令和7年5月27日更新）
- 7) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号。平成31年1月9日）
- 8) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装ブ武第188号（平成31年1月9日））
- 9) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（閣議決定（令和8年2月3日））
- 10) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）（以下「情報セキュリティ通達」という。）
- 11) 「公用文作成の考え方」の周知について（内閣文第1号（令和4年1月11日））

1.5.2. 関連文書

a) 法令等

- 1) 防衛情報通信基盤の業務実施に関する訓令（平成15年防衛庁訓令第19号）
- 2) 情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）（運情第9249号。19.9.20）
- 3) 防衛情報通信基盤の維持管理及び運用に関する業務処理要領について（通達）（防官情第2209号。18.3.24）
- 4) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- 5) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第9248号。19.9.20）
- 6) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成30年度版）
- 7) 防衛情報通信基盤データ通信網管理運用規則（自衛隊統合達第15号。29.7.20）

2. 調達案件の概要

2.1. 調達の背景

防衛省OAシステム基盤借上（08増設）に当たっては、防衛省OAシステム基盤借上（07換装）で整備された、パブリッククラウドサービスを主としたシステムを十全に利用するために、インターネット回線網への接続が必要となることから、本調達によるインターネット回線の敷設を実施するものである。

2.2. 本調達の目的

クラウドサービスを中心としたシステムを構成するために、新たなインターネット回線の提供およびその安定的な維持管理を目的とする。

2.3. 契約期間

契約期間は契約締結日から令和12年3月31日までとする。

なお、業務内容ごとの業務期間は以下のとおりである。

- 1) 初年度における準備、調整、工事等に係る期間

契約締結日から令和8年10月31日までとする。

2) 本役務による維持管理の期間

令和8年11月1日から令和12年3月31日までとする。

3. 関連調達案件

3.1. 関連調達案件の調達単位等

本システムに関係する主な案件名及び役割については、表2のとおり

表2－関連調達案件の調達単位等

No.	調達単位	実施予定期間	役割
1	防衛省OAシステム基盤 借上（07換装）	令和7年10月 ～令和12年3 月	防衛省OAシステム基盤の次期システムの 構築及びハードウェア／ソフトウェアの借 上を実施
2	防衛省OAシステム基盤 借上（08増設）	令和8年3月～ 令和12年3月	防衛省OAシステム基盤を北関東防衛局お よび九州防衛局が利用するために、ハー ドウェア／ソフトウェアの借上を実施
3	防衛省OAシステム基盤 のプロジェクト管理支援 役務（以下「工程管理事業 者」という。）	令和7年4月～ 令和9年3月	防衛省OAシステム基盤の現行及び次期シ ステムに関連する複数事業のプロジェクト 管理支援及び調達支援等を実施

3.2. 調達案件間の入札制限

デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインに基づき、調達の透明性及び公正性を確保するため、表2欄中No.3「防衛省OAシステム基盤のプロジェクト管理支援役務」の契約相手方及び入札公告時点における前年度及び今年度の防衛省デジタル統括アドバイザ業務の受注業者は、本調達の入札に参加することはできないものとする。

4. 役務の範囲

4.1. 全般

本役務は、防衛省OAシステム基盤における、北関東防衛局および九州防衛局がインターネット通信を行うための回線敷設、本調達で敷設した回線および通信機材の維持管理を対象とする。

4.2. 役務の実施内容

本役務の実施は、次による。

a) 構成

北関東防衛局および九州防衛局の本局にONUを設置し、異なる局舎から接続される正副のインターネット回線を使用可能とすること。概要図を図1に示す。

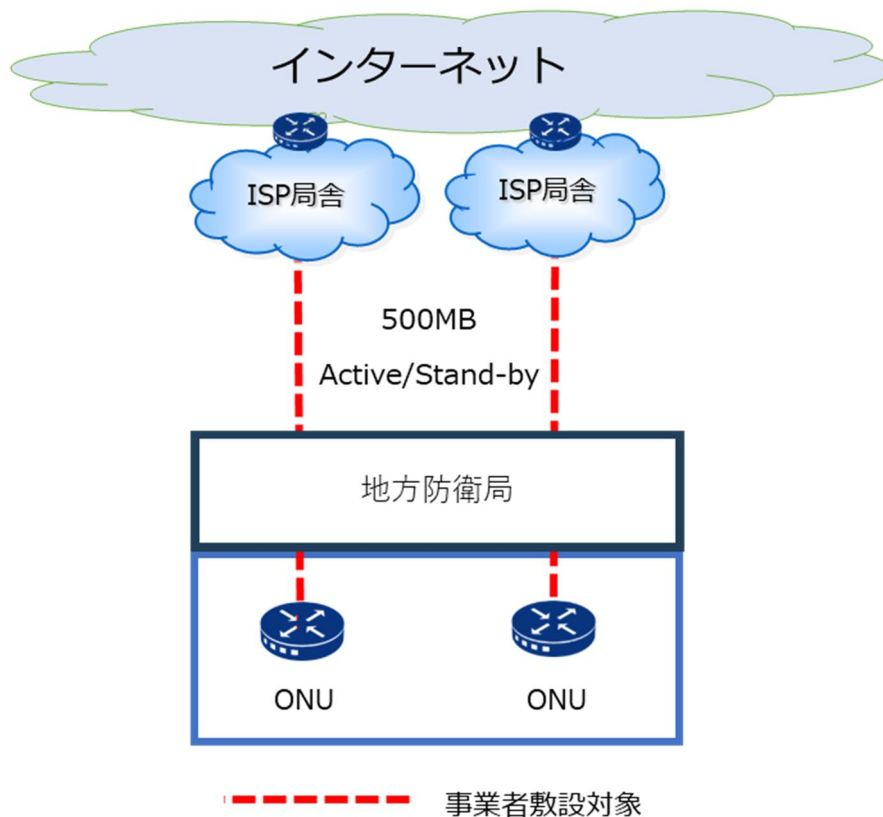


図 1－概要図

b) 責任分界点

図 1 に示す，インターネットから拠点に設置する ONU までとし，表 3 に記載する。

表 3－責任分界点

	本役務	表 2 欄中No.2の事業者
インターネット通信網	○	—
本局までの回線	○	—
拠点に設置する ONU	○	—
借上機器と接続する配線	—	○

4.3. 要求する役務

契約相手方に要求する業務は，次による。

4.3.1. 現地確認

本役務の開始に先立ち，契約相手方は役務実施に際して，現地確認を行い，回線敷設の想定スケジュールに影響があると認められた場合，スケジュールの再検討を行い，協議の上で合意すること。また，必要に応じて防衛省 OA システム基盤（08 増設）の受託事業者との協議を実施すること。

4.3.2. 回線敷設

本役務で回線を敷設するため，作業実施計画書，作業実施要領書，試験計画書，試験結果報告書および作業結果報告書の作成をおこなうこと。

a) 作業実施計画書の作成

- 1) 契約締結後，10 営業日以内を基準に作業体制及び導入スケジュール等を示した作業実施計画書を作成し，官側の承認を得ること。

2) 作業実施計画書には、以下の項目について記述すること。

- ・ 役務概要
- ・ 役務体制に関する事項
役務実施体制を記載し、役務実施責任者、役務従事者の責任範囲を明確化すること。
- ・ スケジュールに関する事項
スケジュール概要として、各タスクの実施想定時期、主要なマイルストーンを記載すること。
- ・ 成果物に関する事項
各提出文書について、途中成果物および最終成果物の想定される提出年月、文書に記載する内容について概要を記載すること。
- ・ 設置、設定、構築手法等
作業や試験を合理的に実施できる方策を含めて記載すること。

b) 作業実施要領書の作成

1) 導入業務の管理方法、手順及び遵守事項等について定めた作業実施要領書を契約締結後、10営業日以内を基準に作成し、官側の承認を得ること。

2) 作業実施要領書には、以下の項目について記述すること。

- ・ コミュニケーション管理
会議体の一覧を記載し、各会議体の目的及び開催頻度について記載すること。会議において作成する議事録の様式、提出期限について記載すること。コミュニケーション手段として、官との窓口を明確化し、平日日勤帯において常時連絡可能な電子メールアドレスおよび電話番号を記載すること。
- ・ 体制管理
メンバーの追加、離任などの変更が発生する場合、体制図および業務従事者名簿を更新して提出する旨、明記すること。
- ・ 工程管理
工程管理に関する体制について、各役割の責任範囲を明確化して記載すること。
管理方法、管理項目、管理手法について記載すること。
進捗状況を定義し、遅延や遅延の可能性が発生するタスクが可視化されるようにすること。
進捗遅延時の対処について、遅延の度合い、後続タスクへの影響を加味した対処を明確に記載すること。
- ・ 品質管理
プロジェクトの品質管理として、フェーズ単位でのレビューおよび定点でのレビューについて、実施目的および実施時期を記載すること。
文書の品質管理として、官へレビューを依頼および文書を提出する際には、社内で作成したレビュー等実施記録等を同時に提示する旨、記載すること。
レビュープロセスを明確化し、レビューイ、レビューアを行う役割をプロセス単位で記載すること。
レビュー種別と観点を記載し、品質を担保するうえで十分な管理措置を行っていることを記載すること。
各提出文書において、対象となるレビュー種別がわかるマトリクス表を記載すること。
- ・ リスク管理
リスク管理表を作成し、管理項目、管理手法、官とのリスク共有について、作成したリスク管理表を、リスクの大小にかかわらず進捗報告会議で官へ報告する旨を記載すること。
- ・ 課題管理
課題管理表を作成し、管理項目、管理手法、官との課題共有について、作成した課題管理表は、進捗報告会議で官へ報告する旨を記載すること。

- ・ システム構成管理
対象文書と別紙等の関連文書について一覧化して記載すること。
- ・ 変更管理
管理方法、管理フローについて記載すること。
- ・ 情報セキュリティ対策
方針、保護すべき情報の取り扱い、防衛省内における事業者資産の取り扱いについて記載すること。

c) 試験計画書の作成

1) 試験実施前までに、以下を明記した試験計画書を作成し、官側の承認を得ること。

- ・ 目的
- ・ スケジュール
- ・ 実施体制
- ・ 試験分類
- ・ 試験範囲
- ・ 試験項目
- ・ 実施方法
- ・ 合否判定基準
- ・ 試験結果記録方法

d) 試験結果報告書の作成

試験実施後、速やかに試験結果報告書を作成し、官側へ報告の上、承認を得ること。なお、試験結果報告書には、試験結果の証跡（エビデンス）を含めること。画面キャプチャやログデータを根拠として含めるに当たっては、試験項目と期待する結果との紐づきの該当箇所を赤枠で囲む等の工夫により明確にし、官側の確認が効率的に行えるよう配慮すること。

e) 作業結果報告書の作成

回線敷設作業について、作業後速やかに、実施日、作業者、作業結果を記した、作業結果報告書を作成し、官側に報告、承認を得ること。

4.3.3. 維持管理

a) 年次報告書の作成

問い合わせ、障害の内容について、発生日、内容、結果を記した、年次で報告書を作成し、官側に報告、承認を得ること。

b) 官への情報提供

本役務の開始後、官からの求めに応じ、契約相手方の設備に係る情報のうち、開示可能な情報について提供を行うものとする。

c) 設備故障原因究明

インターネット設備および設置機材に故障等が発生し、本役務への支障が生じた場合、関連する他契約の事業者と協力し、その原因究明及び迅速な復旧に努めることとする。

5. 通信に関する要件

5.1. 北関東防衛局および九州防衛局の本局との接続

- a)** 北関東防衛局および九州防衛局に設置するインターネット回線帯域はグローバル I P を保有する回線を正副で構成し、5 0 0 M b p s 以上の帯域確保型の回線とすること。また、将来的に通信帯域拡張の所要が発生した際に、拡張が可能であること。
- b)** 正副の冗長性はアクティブ／スタンバイの構成とし、障害発生時は自動的に切り替わること。
- c)** 障害発生時の自動切替に係る B G P T i m e r については防衛省 O A システム基盤（0 8 増設）で用意するルータとネゴシエーションされること。

- d) 異なる局舎から北関東防衛局および九州防衛局へ入線し、経路上の障害に耐えうる構成とすること。
- e) IPアドレスの登録情報は、契約相手方の名称で登録し、JPNIC等の検索結果が契約相手方の事業者名となるよう調整すること。
- f) 回線敷設後、通信帯域の確保および障害発生時の自動切換について試験を実施すること。また、試験の実施において**表 2 欄中No.2**の事業者と必要に応じて調整すること。

5.2. 保守

- a) 本回線について、回線監視及び問合せ窓口の24時間365日の提供が可能な保守体制を整備すること。
- b) 本回線に障害が生じた場合は、官へ直ちに通知するとともに、上記体制により速やかに復旧処置を行うこと。
- c) 光回線終端装置の故障の場合には、北関東防衛局および九州防衛局の本局に対して、4時間以内を基準とし、予備物品を用いて保守を開始できる体制を整えること。
- d) 本回線の障害復旧までに時間を要する場合は、代替処置について官と協議すること。
- e) 障害復旧後、障害内容について、原因、経過状況及び対策等を書面で報告し、必要に応じて官に説明を行うこと。
- f) 契約相手方の都合により本回線の停止を行う場合は、官へ30日前までに停止日時等を報告し、官の了承を得た場合のみ実施すること。

5.3. 信頼性

- a) 障害発生時において、迅速な復旧手段が考慮されていること。
- b) 本回線の稼働率は、99.99%以上とすること。
- c) 回線の遅延時間は30msとすること。
- d) 回線のパケットロス率は0.30%以下とすること。

6. 本役務の実施に伴う体制の整備

6.1. 全般

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の事項を遵守すること。

- a) 契約相手方は、本社所在地が日本国であり、国内法が適用されること。
- b) 契約相手方は、**ISMS認証（JISQ27001（ISO/IEC27001））**を保有していること。
- c) 契約相手方は、**災害対策基本法及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律**において、指定公共機関であること。
- d) 回線敷設においてスケジュールに遅延の兆候が発生した場合、官側に報告し、速やかにスケジュールの見直しと是正案を提示し、官側に承認を得ること。
- e) 回線敷設においてスケジュールに遅延等の業務履行に問題が見込まれる場合、官側及び工程管理事業者の支援を要請し、対策案を検討すること。また、必要に応じて官側に報告、承認を得ること。
- f) 回線敷設においてスケジュールに遅延等の業務履行に問題が発生した場合、早急に官側及び工程管理事業者へ報告し工程管理事業者の支援を得て、問題解決及び是正案を提示し官側の承認を得ること。
- g) 本役務において、納品成果物の品質を管理する品質管理責任者を定めること。

6.2. 役務実施体制について

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官

側と協議するものとする。

- a) 本役務の履行に必要な要員（業務従事者）を確保するとともに、履行に際して業務実施責任者を定めること。
- b) 上記 a) の業務従事者が、履行に必要もしくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- c) 前記 b) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係においても履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- d) 下請負業者へ一部業務委託する場合は、委託させる業務の内容に応じて、上記 b) ～c) 項までを満たしていること。

7. 提出文書の範囲、提出期限等

7.1. 回線敷設における提出文書

表 4 に示す文書は、部数欄に記載のとおり電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で官側に提出し、官側の承認を得ること。また、業務の実施に当たり、当該文書の記載事項に疑義が生じた場合、速やかに該当箇所を修正し、官側の承認を得ること。

表 4－提出文書（回線敷設）

No.	文書名	部数	提出時期
1	作業実施計画書	電子媒体：1 部	契約締結後、10 営業日以内を基準とする。
2	作業実施要領書	電子媒体：1 部	契約締結後、10 営業日以内を基準とする。
3	試験計画書	電子媒体：1 部	動作確認試験実施前に提出とする。
4	試験結果報告書	電子媒体：1 部	動作確認試験完了後、提出時期は官側との協議による。
5	作業結果報告書	電子媒体：1 部	令和 8 年 10 月 31 日までに提出とする。
6	業務従事者名簿	電子媒体：1 部	契約締結後、10 営業日以内を基準とする。 業務従事者の変更があった場合その都度 10 営業日以内を基準に提出とする。
7	立入申請書	電子媒体：1 部	契約締結後、提出時期は官側との協議による。 立入場所について追加・変更がある場合その都度提出時期について官側との協議し提出とする。

7.2. 維持管理における提出文書

表 5 に示す文書は、部数欄に記載のとおり電子媒体（CD-R 又は DVD-R 等）で官側に提出し、官側の承認を得ること。また、業務の実施に当たり、当該文書の記載事項に疑義が生じた場合、速やかに該当箇所を修正し、官側の承認を得ること。

表 5－提出文書（維持管理）

No.	文書名	部数	提出時期
1	年次報告書	電子媒体：1 部	年 1 回、年度末までに提出とする。

7.3. 提出方法

- a) 提出文書は、全て日本語で作成すること。ただし、英字で表記することが一般的な文言については、英字で表記することができるものとする。
- b) 用字・用語・記述符号の表記については、**公用文作成の要領**に準拠すること。
- c) 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本産業規格（JIS）の規定に準拠すること。
- d) 提出文書は電磁的記録媒体（CD-R 又は DVD-R）により作成し、表 4 及び表 5 に示す提出部数を提出すること。また、電磁的記録媒体はウイルスチェックを実施した上で、追記不可の処置を施し提出するものとする。
- e) 提出文書の用紙サイズは、原則として日本産業規格 A 列 4 番とするが、必要に応じて日本産業規

格A列3番を使用すること。

- f) 官側による印刷時に、レイアウト崩れやページの飛び等が生じないように作成すること。
- g) 電磁的記録媒体による提出について、納品時点における最新のMicrosoft Word, 同Excel, 同PowerPointで編集可能な形式で作成し、提出すること。ただし、官側が他の形式による提出を求める場合は、調整の上、これに応じること。
なお、契約相手方で他の形式を用いて提出する必要があるファイルがある場合は、編集可能となる方策について検討し、官側と調整すること。
- h) 提出後、官側において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて提出すること。
- i) 提出文書の作成に当たって、特別なツールを使用する必要がある場合は、事前に官側の承認を得ること。

7.4. 提出場所

提出文書は、原則として以下の場所に提出すること。ただし官側が別途指定する場合はこの限りではない。

(提出先)

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省 整備計画局 サイバー整備課 デジタル化推進班

8. 秘密保全等

- a) 契約相手方は、本業務の実施に伴い知り得た保護情報の取扱いに当たっては、**情報セキュリティ通達**に基づき、**ア**に示す保護すべき情報（以下「保護情報」という。）を適切に管理するものとし、その効力はこの契約終了後も継続するものとする。また、保護情報は、省内実施場所でのみ取り扱うものとし、持ち出す場合は必要な措置、手続きを講ずるものとする。
- b) 契約相手方は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**別添「情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」に基づき、サプライチェーン・リスク対応を実施すること。
- c) a)からb)のほか、官側は契約相手方に対し、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な範囲で、秘密を適正に取り扱うための措置を採るべきことを指示することができるものとする。
- d) 契約相手方は、本業務の契約の履行に必要であると官側が承認した場合を除き、情報を契約相手方の事務所以外の省外に持ち出してはならない。
- e) 契約相手方は、本業務の契約の履行に必要であると官側が承認した場合を除き、外部から省内実施場所へデータを持込んではいない。
- f) 本業務の実施において情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある場合には、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を官側に報告すること。
- g) 本業務の実施における情報セキュリティ対策の履行状況について、官側から実績の報告を求めた場合には、速やかに提出すること。
- h) 本業務の実施において、契約相手方における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められる場合には、契約相手方は官側の求めに応じ、協議を行い、必要な対策を講じること。
- i) 官側が定める立入禁止の掲示がある場所及び官側が定める立入制限場所等（以下「立入禁止場所等」という。）へ立ち入る技術員等は、当該立入禁止場所等への立入手続等に関する達又は、官側等又はその指定した者が定める手続に従い、立ち入りを許可された者でなければならない。
- j) 契約相手方は、官側から貸付けを受けた文書及び電子データについては、当該業務終了時に官側

に返却すること。また、提供を受けた文書及び電子データについては、当該業務終了前までに消去又は廃棄して、速やかにその旨を書面で報告すること。

- k) 本契約に係る情報及び情報システム以外の官側が所管する情報及び情報システムに不要なアクセスを実施しないこと。
- l) 立入禁止場所等への携帯電話、パソコン及び可搬記憶媒体の持込みについては、官側と協議の上、その指示に従うこと。
- m) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、**情報セキュリティ通達**における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。
 - 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制をとること。
 - 2) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制をとること。
 - 3) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制をとること。
- n) 業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出について万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしないものを使用するとともに、ウイルス対策ソフトをインストールした上で、ウイルス定義ファイルを常に最新のものとすること。第三者に従事させる場合も同様とする。また、契約相手方は、情報セキュリティ対策を本基準に基づき、実施するものとする。

9. 提出文書の取扱い

9.1. 著作権

- a) 契約相手方は、本業務の提出文書に関し、**著作権法**第27条及び第28条を含む著作権の全てを官側に無償で譲渡するものとする。
- b) 提出文書に関する著作権は、官側に帰属するものとする。また、契約相手方は、防衛省が承認した場合を除き、提出文書に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- c) a) 及び b) に関わらず、提出文書に契約相手方が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合は、契約相手方が既に著作権を保有しているものの著作権についてのみ、契約相手方に帰属する。
- d) 提出文書に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、契約相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- e) c) 及び d) において、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。

- f) 本業務の提出文書等に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら官側の責めに帰す場合を除き、契約相手方の責任と負担において一切を処理すること。この場合において、官側は当該紛争の事実を知ったときは、契約相手方に必要な範囲で訴訟上の対応を契約相手方に委ねるなどの協力措置を求めるものとする。

10. 再委託

- a) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法（以下「再委託先名等」という。）について記載した文書を提出し、官側の承認を受けなければならない。
- c) 契約相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、官側の承認を受けなければならない。
- d) 契約相手方は、b)又はc)により再委託を行う場合には、契約相手方が官側に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し8.に掲げる事項について、必要な措置を講じせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) b)又はc)に基づき再委託先の事業者が義務を実施させる場合は、全て契約相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約相手方の責に帰すべき事由とみなして契約相手方が責任を負うものとする。
- f) 契約相手方は、本業務の契約の履行に当たり、第三者に従事させる必要がある場合は、**情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応**に関する特約条項に基づき必要な手続きを実施する。

11. 資料の貸与

契約相手方は、本業務の実施に当たり必要な官側の保有する資料等について、官側の許可を得た上で、閲覧又は貸与を受けることができる。官側が保有する資料の閲覧又は貸与を受ける場合は、取扱いに留意し、法令及び関連規則等に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

12. 官側の支援

12.1. 国有財産の利用

契約相手方は、本契約の履行に当たって必要な場合、官側が認める範囲内において、次に示す官側の支援を無償で使用するすることができる。

- a) 現地調査（回線敷設場所）に関する事項
- b) 作業場所における搬入器材の保管
- c) 作業場所における電力、水、スペース等の使用
- d) 作業場所における施設の利用
- e) 作業場所における官側の保有する関連器材の使用
- f) その他、官側が認めた必要な事項

13. 国有財産の使用制限

- a) 契約相手方は、12.1で示す国有財産について、本作業の実施及び実施に付随する作業以外の目的で使用し、又は利用してはならない。

- b) 契約相手方は、あらかじめ官側と協議した上で、官側の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に本作業の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。
- c) 契約相手方は、b)で設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに必要な原状回復を行う。
- d) 契約相手方は、既存の建築物、工作物等に汚損、損傷（機器の故障等を含む。以下同じ。）等を与えないよう十分に注意し、損傷が生じるおそれがある場合は、養生を行うものとする。損傷が生じた場合は、契約相手方の責任と負担において速やかに復旧しなければならない。

14. その他特記事項

- a) 本業務の推進に当たり、官側の指示に従うとともに、細部にわたり官側と密接な連絡を保ち、作業が良好、かつ安全に実施できるよう努めること。
- b) 契約相手方は、本契約の履行に当たり、第三者に従事させる必要がある場合には、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**に定める特約条項を適用する。
- c) 引用文書及び関連文書を閲覧する必要がある場合は、官側と協議すること。
- d) 本仕様書について疑義を生じた場合は、速やかに契約担当官側等と協議すること。
- e) 各機関等の長が定めた立入禁止場所等に立ち入る場合は、各機関等の立入手続に従い手続を実施するものとする。
- f) 7.に示す提出文書が、**環境物品等の調達の推進に関する基本方針**の基準を満たすものであること。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	官会物管第 号									
	調 達 要 求 番 号										
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年 月 日									
	作 成 部 課	整備計画局サイバー整備課									
	作 成 年 月	令和8年 月 日									
品 名	インターネット回線の維持管理役務（北関東・九州）										
仕 様 書 番 号											
1 保護すべき情報の管理 契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。 2 保護すべき情報として指定された情報 <table><tr><th>保護すべき情報</th><th>保護すべき情報の詳細</th><th>企業で取り扱う際の留意事項</th><th>備 考</th></tr><tr><td>仕様書</td><td>インターネット回線の維持管理役務別冊^アによる。</td><td>○契約の履行の一環として収集、整理、作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。</td><td></td></tr></table> 3 特記事項 ※細部については別途官側が指示する。				保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	仕様書	インターネット回線の維持管理役務別冊 ^ア による。	○契約の履行の一環として収集、整理、作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。	
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考								
仕様書	インターネット回線の維持管理役務別冊 ^ア による。	○契約の履行の一環として収集、整理、作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。									